



三〇周年記念特集号を編集するに当り、中大法曹会の草創のころのことを荻山先生に伺おうということで、赤坂編集部長にご連絡をお願いし、一月十五日、先生の自宅へお邪魔することにした。

当日は「成人の日」を祝福するかのごとく、よく晴れて、小春日和となった。瀧澤幹事長、赤坂編集部長、福家編集部長と私の四人は、「うぐいすだに」駅の上野公園寄り出口で待ちわせた。日溜りの中を、ぶらぶらと寛永寺から徳川家の廟の前を通り抜けて左折し、少し下ったところで表札を探し当てた。上野桜木一丁目のお宅へ着いたのは、約束の一時半より二〇分ぐらい早かった。

玄関に出て来られたお手伝いの方に来意を告げると、間もなく先生は和服姿を見せ、私たちを玄関のすぐ前の応

接室に案内された。お見受けしたところ、想像以上にお元気だった。上野の山の一角にあるお住まいは、庭に小鳥が飛来するとても閑静で、ご静養には恰好の環境である。

週一回事務所の近くの主治医に通い、序に事務所へ立寄って帰るとのこと、近況などを暫く雑談してから、中大法曹の話になった。大筋は自分が「中大法曹」に書いた内容のとおりであると、予め編集部から送っていた資料を手に取りながら話された。記憶が薄れているので、詳しいことは、手許にあった資料を探し出して、それを見てからでなければ満足していただける話ではないとお話だった。

話題が中央大学に及ぶと、多摩校舎の敷地を取得することが出た。升本先生の実弟の佐々木良作氏に案内されて見に行き、いい所だとは思ったが、今日のように利用されるとは、当時夢想だになかったと、感慨深げに語られたのが印象的だった。

約一時間半ほど、お疲れの様子も見せず、終始ご気嫌よくコーヒーやミカンをすすめられ歓待して下さった。パーキンソン氏病の原因は現在のところ不明とのことだが、暖くなったら自宅周辺の散歩を再開されるそうである。私たちは、先生がいつまでもご健在であられることを心から祈りつつ、辞去した。

（会報編集委員長 高橋 梅 夫記）



中大法曹会々則改正をめぐる想い出

会 員 本 間 崇

昭和五六年一〇月一二日赤坂プリンスホテルに於いて挙行された中大法曹会創立三〇周年記念行事は、およそ三〇〇名の会員が参集し、なかなかの盛会であった。

中大法曹会の創立以来今日迄の三〇年をふりかえれば、これだけの会員が参集した事実の特筆すべきことと言わなければなるまい。

発刊以来六号目を数える会報の会務報告によれば、昭和五四年三月から翌五五年五月迄に催された同会の各種議事・行事は実に八〇回に達しており、必要に応じて設置された各種委員会のうちでも、法職コース協力、大学問題、中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョンの各委員会は母校の対応を見定めつつ活動の度合いを深めている。この三つの委員会に所属する委員の総数は延一〇九名にのぼる。実に、今昔の感がある。

思えば中大法曹会が、その会則を改正して幹事の定員を五〇名から百名に増員し、学員の在京法曹全体に対して、制度的に「開かれた中大法曹会」に脱皮したのは昭和四四年五月の総会を境とする。そしてその総会で会則改正が実現したのは、ほかならぬその前年三月の臨時総会の召集請求という形で表面化した一部若手会員による当時の執

行部に対する“造反”を契機としているといえよう。

昭和四二年の学費値上反対運動をきっかけとして、母校の学園紛争は長期且つ深刻な様相を呈していた。駿河台にあった学生会館は、中大紛争を支援する他大学の学生オルグ達を含む過激派学生達の籠城の巢窟と化し、学生会館内の自治も風紀も紊れるに任され、連日の新聞に絶妙な記事種を提供していた。法曹人に限らず我々中大のOBは、世間からの蔑視の視線を感じつつ母校の紛争の長期化と泥沼化を非常に迷惑に感じていたというのが偽らざる心情であつたらう。当然のことながら、母校愛の持主であればある程、新聞紙上でしか知り得ない学園紛争の情報に焦燥感を感じていたに違いない。とりわけ、中大法学部の栄光と与望を担って法曹として社会に巣立って間もない我々にとって、全く手の届かない所で出身大学の名誉と世間体とが泥まみれにされ、自分自身の経歴に恥を塗られている様な不快感に襲われながら、その解決に対して何ら手を貸す権能を与えられず、献言する機会すら与えられないという現実に対して、納得がいかない感がしてならなかったのも又当然のことであつた。昭和四〇年に東京弁護士会に登録したての私もその例外ではなかった。法曹会館で年に一回催されていた中大法曹会の総会兼新入会員歓迎の会に出席した数少ない新入会員の一人であり、翌年も翌々年もこりずに出席していた珍しい存在であつた私にとって、中大法曹会こそが、学員法曹の母校に対する応援の声を結集し、その結果を行動に反映させ得る唯一の舞台であるという信念にも似た感慨が湧き上つて来たのも、今から想えば無理からぬことであつたと思う。当時は、同期の内野敬一郎会員が新入会員の頃から総会で発言を求め、慶応義塾では司法修習を終えた数少ない卒業生に対し、OBの会が記念のネクタイピンを贈って激励しているという実例を挙げつつ、中大法曹会は後輩が法曹界に入つて来る機会にもっと顕賞するべきだと主張して孤軍奮闘し、五十名にも満たない出席者の長老連の響燈を買っていた。私唯一人による援軍の拍手が、妙に総会の雰囲気 WHITE させていた頃である。

二弁の田宮甫、笠井盛男、東弁の縄稚登らの諸会員と相謀って、当時の富田喜作幹事長に面会を申し込み、約束の期日に二弁の近藤航一郎、東弁の清水繁一の両実力者を左右に従えて現われた富田幹事長に対し、中大法曹会が母校の紛争解決に一臂の力も貸していない現状を打開するため、若手の幹事を登用し、組織の活性化を図るべきことを進言したものの、年功序列と従前の秩序維持を信奉する幹事長の拒否反応に遭って体よく追い帰されたものである。あとは、同会の会則に則った合法的な手段に訴えて初志を貫徹するしか道は残っていなかった。偶々私達が所属する母校の研究団体であるS会の在野法曹で結成しているクラブの定例会で右の目的とこれまでの経緯を説明したところ、出席していた三十人近くの人々の賛同と署名を得ることができ、これを基礎として東弁の会員控室に趣旨書と署名簿を備え置いて、臨時総会招集請求の準備は着実に前進して行った。一〇ヶ条（昭和二八年一月一日施行）から成る当時の中大法曹会規約の第八条は、「本会は年一回定期総会を開く。但し、必要あるときは、臨時総会を開くことができる。」と規定するに止まっており、臨時総会召集請求に必要な人数の規定もなかったから、あとはなるべく沢山の賛同者の署名を集めて、臨時総会開催の権限をもつ幹事長に圧力をかける手段しか残されていなかったのである。

昭和四三年三月、近藤航一郎第七代幹事長が召集した臨時総会が東弁大講堂において開催された。私はそこで初めて議長の指名を受けて登壇し規約第五条（幹事五十名以内）を改正し幹事数を倍增すべき趣旨の動議を提案し、提案の理由を一席ものすることができた。総会直前に開かれていた幹事会で、右の議事は既に報告済であつたらしく、右動議は比較的円滑に採択された。しかし、総会の出席者は殆んどその直前に開かれる幹事会の出席者だけに止まっていたそれ迄の法曹会にとって、幹事会に出席していない「外部」からの一般会員が多数「闖入」して討議に加わって来た総会は初めての体験であつた筈である。右の動議が討論に付され質疑を終えて恐らくは万場一致で

採択された後、図に乗った私は、予定外の緊急動議を求める挙手をし、「中大の理事・監事・評議員等の役員に法曹人が就任する場合は必ず法曹会の幹事会の推薦を得ることを条件づける」ルールをこの際樹立するべき旨を提案したが、この性急な改革案には議長も困り果て、議席から竜前元幹事長が「動議撤回」を連呼したこともあって、己むなくこの緊急動議は撤回する破目に陥った。しかし、この日に可決された幹事の定数を増員する動議の成果として、新たに五十名にも上る若手幹事が法曹各「部落」を母胎として選出され、本格的な法曹会規約改正作業に従事するべく、機構改革特別委員会（原田勇委員長）が同年七月より発足したのである。同委員会の定連は、委員長以下、赤坂正男、吉本英雄、松井宣、安藤章それに私（以上弁護士会）、西山要（裁判所）、竹村照雄（検察庁）らの各委員であった。主に一弁地下の和室を根城として、書面で出された安藤案と本間案の採否をめぐっておよそ二十数回の会合を重ね、現行会則の基本的なスタイルが出来上がった。

主な改正点は、会員相互の親睦と母校の興隆に寄与するという目的に、司法の発展に寄与する目的が加えられたこと（この点についてはかなりの異論があった）、事業として、母校への意見具申、会報の発行、研究会・座談会の開催が明記されたこと、副幹事長制の設置、幹事会の議決事項として、本会々員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに学会役員候補者に推薦する事項を明定したこと、幹事会、常任幹事会の定例開催義務、総会を含めて一定数の署名による請求あるときのこれら会議の召集義務等々で、この改正案は昭和四四年五月の総会で可決、即日施行された。同日、会員の請求による臨時総会招集規程、幹事候補者選出規程も併せて施行された。前者は先年行われた一連の署名運動を制度的に追認した形となった。幹事を選出母胎毎に人数で割り当ててゐる為の後者の規程を作成するに当り、大学の同窓会の幹事なのだから、この種の仕事に熱心な人を基準に選ぶべきで、職域毎、それも弁護士を単位会毎に区別して幹事数を割り当てることには納得ができないと主張して大いに抵抗を試み

てみたけれども、永い間の慣例の前に屈服せざるを得なかった。しかし私は今でも中大法曹会の役員人事が、単位弁護士会毎の区別に影響されすぎているという感を払拭することができない。とくに各弁護士会内の役員選挙のために形成されている派閥がらみの感覚や人事の序列を法曹会の人事に持ち込むことは、できるだけ避けるべきだと考えている。幹事長人事は、当時から今に至るまで各部落毎に持ち回りであるが、昭和四三年に近藤幹事長（二弁）が病気の為、慣例による二年の任期満了を待たずに交替することとなり、今井忠男会員（二弁）が後任の候補者として幹事会の席上に提案された時のことである。文字通り末席に列していた内野幹事が突如、幹事長に立候補する旨の意思表示をし、富田議長（臨時）が何とか思い止まらせようと必死に宥めても、彼は一向に肯んじようとしなというハプニングが起きた。ここで決戦投票になれば勝敗はとも角、発足以来の不祥事（？）というわけで、執行部は困り果てたが、隣席の私と話し合って内野幹事は結局立候補を断念する一幕があった。話し合いと弁護士会内の人事の序列によって当然のように次期幹事長が引き継がれて来ていた法曹会幹事会の従来の感覚にとって、前述の「荒れる総会」に続くショックであったことは間違いない。

昭和四四年五月の総会の後、東弁の石田寅雄幹事長は、若手の新興勢力にも担がれて第一〇代幹事長に就任。新会則の施行に伴う新たな職制としての松井宣、赤坂正男の両副幹事長、阿部三郎事務局長らの事務局に支えられて新体制下の執行部がスタートした。

この年の七月から大学問題特別委員会が発足、中大の教職員組合の推すいわゆる「研教審」の意見に対向した法曹会の意見書を発表して紛争終息後の中大の在り方を論じ、又、その後昭和四九年には母校の基本規定改正問題につき法曹会の意見書を作って各関係者に送付するなど活発な動きで大学に貢献した。

しかし、新会則が緒についたばかりの為か逆コースの現象もともすれば生じがちであった。

大塚幹事長が中大理事長に就任するため、任期半ばにして辞任することとなった後任に、一弁の大山菊治顧問ら長老は、山本清二郎次長検事（当時）を擁立すべく、この人事を常任幹事会だけで決定しようとした。幹事会で別の変な人が決まっては困るからというのが大山顧問の云い分である。

しかし、人事の中味は極めて順当ではあったが、新会則に準拠しない手続で決められては困りますと懸命に抵抗し、漸く幹事会にかけることの同意をとりつけた。執行部たる事務局（一弁）の感覚が未だこの程度だったのである。

しかも、数年を経ずして総会の参加者は、定員百名の幹事会への出席者とはほぼ同数という事態に逆戻りし、幹事の顔触れも固定し、常任幹事に至っては一〇年間も同じ人が居続けるという現象が起き始めた。かつては荒れる総会に参加して既成体制のマンネリズムを批判した若手の顔触れが、今度は、自ら単なる「並び大名」に墮し、いつかは他のフレッシュな同窓の会員を受け入れ、交替しようとしないう傾向が抬頭しだしたのである。当然のことながら、かかる人事の停滞は、委員会活動その他執行部の日常の活動姿勢にも悪影響を及ぼさずにはいない。初心を忘れるとロクなことはない（同期で同志だった中津靖夫会員も会報創刊号の座談会で同じ意見を発表している）。そこで昭和五四年の幹事会の席上、幹事の定数を二百名に倍増することを提案したが留保事項とされ、会則改正委員会を改めて設けて検討することとなり、翌五五年五月の総会で可決されて漸く陽の目を見ることとなった。

昨今の幹事会は、新しく幹事に就任した人々による好率の出席を得て、弁護士会の別や判、検事の区別なく意見の交換が行われ、次第に活発になりつつある。もし又、人事の停滞が目立ち初めたら、幹事定数倍増の会則改正の動議を出そうと秘かに思っている（尤も、もし四百名の定数の大部分が集まってしまったら、幹事会は一体どこの会場で開けばよいのか、と赤坂特集号編集部長から又おこられそうである）。

さて、これからの法曹会の果たすべき役割は重且つ大である。とりわけ、中大出身の司法試験合格者数の挽回を図る必要は焦眉の急に迫っている。法職コース協力委員会の送り出すゼミ指導員の人選や指導内容の是非を論じる必要性もさることながら、法曹会は最大手の学会支部として、母校の法学部入学志願者の質的低下を防止する対策を立てることを大学に献言するべきである。受験生の質が低下する一方では入って来る学生も質が悪いのは当然であって、指導態勢ばかり論じていても実効は上らない。これまでの大学経営者の感覚は、受験生の数が減少しなければ大学の人気は落ちていないものと過信するのが常であった。集まる入学金の額ばかりが頭にある人達に大学経営や教学の統括を任せていては、学生の質は下るばかりである。ちなみに昭和五七年一月二七日発行のサンデー毎日（新春増大号）の報ずる河合塾全国進学情報センターによる今年の全国の私大一〇〇〇全科の難易ランクによれば、法・政治学系では、次のような偏差値であることが一見して明らかである。

早大・法	66	(66)	注()内は56年度
早大・政経・政治	66	(66)	
慶大・法・法律	66	(63)	↑
// 同・政治	63	(63)	
上智大・法・法律	63	(63)	
中大・法・法律	61	(61)	
同・政治	61	(61)	
明大・法	61	(58)	↑
同志社・法・法学	61	(61)	

同・政治	61	(61)
立命館・法	61	(58) ↑
関大・法・法学	61	(58) ↑
立教大・法	58	(58)
青学大・法	58	(58)
学習院大・法・法学	58	(58) (以下略)

偏差値で何が判るものかと反論する向きがあるかも知れないが、世の親も受験生も、今や偏差値を基準にして志望大学学部難易度を測るのが常識化しており、実力に自信のある受験生ほど偏差値の低い大学、学部は蔑視して受験しないかせいぜい落ち止めに受験するのが常識となっている。

司法試験合格者数の凋落の根源はこの点に存することになり、しっかりと眼を向けて、今後、如何なる対策が必要かを抜本的に考え直すことを迫り、ともすれば記念行事にうつつをぬかしたり、建物の増築が経営であると心得たり、大学経営に近視眼的になり勝ちなこれまでの大学関係者の感覚に対し、鋭く警鐘を打ち鳴らすこと——それが法曹会に課せられたこれからの最大の使命であると思わずにはいられない。

——以上——

追記 文中、過去の経緯につき記録上明らかでない点につき、松井宣、原田勇、安藤章、田宮甫、笠井盛男の諸会員に記憶を喚起して頂いた。



創立三〇周年記念行事のご報告

記念特集号編集部副部長 天 坂 辰 雄

昭和二六年に創立されたわが中央大学法曹会は、昭和五六年一〇月一二日午後六時一五分より、赤坂プリンスホテル旧館プリンスホールにおいて、創立三〇周年記念式典を挙行了た。

式典は渡辺洋一郎中央大学法曹会事務次長の司会で始まり、信部高雄中央大学法曹会創立三〇周年記念実行特別委員会式典部長の開会の辞のあと、物故者に対し黙禱を捧げ、堂野達也同委員会委員長の挨拶、瀧澤國雄中央大学法曹会幹事長の式辞、続いて中央大学理事長渋谷健一氏、学員会会長谷村唯一郎氏、学長戸田修三氏からの祝辞が述べられた（これらの挨拶、祝辞は本特集号掲載）。

天候に恵まれ参会者の出足よく、プリンスホールは招待者と出席会員三百余名によって立錫の余地も無い程に埋めつくされた。式典は厳肅なうちにも華麗に、咳一つなく静かに進行する。同七時、内山弘副幹事長の閉会の辞によってとどこおりなく終了、緊張がほぐれ一瞬にしてなごやかな雰囲気へと名状し難い式典の余韻が三〇年の歴史を包んで式場を流れた。

これより先、同じ会場で同五時三〇分から六時一五分まで、創立三〇周年記念講演を行った。浅香恒久副幹事長

の司会、岡垣学実行特別委員会講演部長の開会の挨拶で講師木川統一郎先生が紹介され、木川講師は「中央大学の発展と法曹会の役割」と題し、情熱を込めて母校発展への提言をされた（本特集号掲載）。

式典に引続いて、同ホテルグリーンホールに会場を移し、盛大な記念祝賀会を開催した。祝賀会は森田洲右事務局長の司会で、坂本建之助実行特別委員会祝賀会部長の開会の辞、山本清二郎中央大学評議員会議長の、中大ならびに法曹会の発展と来会者の健康を祈念する大音頭で一同乾杯、一拍手、和氣藹々のうちに祝宴は深まる。来賓として国会白門会支部長藤田義光氏（広瀬秀吉事務局長代理出席）、南甲倶楽部支部長水島広雄氏、学員体育会支部長野村権之亮氏、中央大学学研連委員長斉藤兼也氏がそれぞれ祝辞を述べられ、日弁連会長宮田光秀氏、前日弁連会長代行・現二弁会長木戸久治氏、並びに山本忠義氏の挨拶が続いた。

静かにグラスを傾ける者、肩をたたきあって交歓する者、中大の将来を語り合う者あり、三〇年の歩みの輪が会場に溢れ、まことに中央大学法曹会三〇周年記念祝賀会にふさわしい宴はまさにたけなわを極めた。談笑のなか、司会者に促されて登壇した元法務大臣稲葉修氏が「中央大学法曹会はなにをやっているか！ わかればよろしい。」と一喝して満場を沸かせ、万才三唱の音頭をとり、会員はこれに絶叫して唱和し、満場の拍手はしばし鳴り止まなかった。

最後に、大塚喜一郎氏の音頭により「中央大学万才」で締めくくり、阿部三郎副幹事長の閉会の辞で、意義深い三〇周年記念の催しは、参会者の魂を揺さぶりながら幕を閉じた。



中央大学法曹会創立三〇周年 記念式典等事業報告

中央大学法曹会事務局長 森 田 洲 右

わが中央大学法曹会は、創立三〇周年記念式典等の実行に当り別紙「記念事業報告」に記載のとおり、昭和五六年七月一五日に開催された法曹会全体幹事会において、三〇周年記念実行特別委員会を設定し、昭和五六年一〇月一二日午後五時三〇分より講演会、式典、祝賀会を挙行することとしたものであります。

実行委員会等は、同年一〇月九日に開かれた執行部会における、記念事業のための最終打合せまでの間、十二回に及ぶ各種の会議等を開催して、その実行、運営に遺漏なきを期したのであります。特に実行予算に基づいて、過不足のないように、会員からの寄附金、参加費を集めることは財務部会と執行部において頭を痛めたものでしたが、児島平委員長のもとに策定された方法により、手順よく実行に着手されたことが、初期の成績を挙げることとなりました。会員諸賢の愛会の精神に因ることもとよりであります。

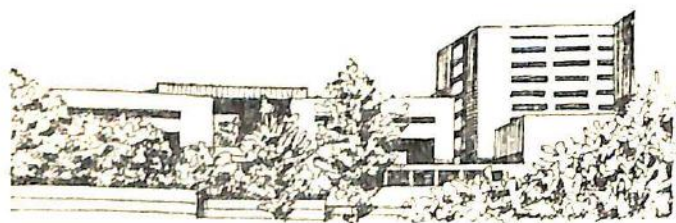
式場は赤坂プリンスホテルと決定しましたが、当初組んだ、予算の範囲内で、しかも盛大裡に各行事が実行できたことは、ホテル側の協力と遠藤和夫先生のご協力に負うところ極めて大でありました。

各部割による総勢七〇名余の実行委員会メンバーは、盛夏をはさんだ短期間（三か月）のうちに、全ての記念事

業を円滑に運営出来るよう、企画実行されたことは法曹会の団結力と行動力を顕著に内外に示す結果となったものです。

また付言したいこととして、「中央大学法曹会名簿」の発刊です。これ又短期間のうちに法曹各ブロックの名簿を集収整理し発刊することは、難事中の難事であり、大会当日までに間に合うかどうか極めて危ぶまれたものでしたが、松永・渡辺・村山・五島の四事務次長は杉山判事のご協力のもとに敢然として実行に当り、立派な名簿を刊行するにいたったものです。

一〇月一二日の大会当日は、晴天に恵まれ、続々と出席される招待者・会員により、講演会、式典も予想をはるかに上まわる出席者となり着席できない方々も多数出る盛況でありました。祝賀会の際には、三四〇名の出席を得て、会場は、立錫の余地のない盛会となり、中大法曹会の実力と団結を、参加者一同に知らせる結果となったものであります。



創立三〇周年記念実行特別委員会委員名簿

一、顧問

石井 一郎	石田 寅雄	井出甲子太郎	今井 忠男	大塚喜一郎	金子 文六	兼平慶之助
河井信太郎	倉田 雅充	小池 金市	後藤 英三	谷村唯一郎	藤井 暹	松井 宣
田山 田作	八島 三郎	山本清二郎	山本 政喜	大西 保	木戸口久治	

二、委員長

堂野 達也(東弁)

三、副委員長

赤坂 正男(東弁)

信部 高雄(一弁)

岡垣 学(裁判所)

四、委員

赤坂 正男	秋知 和憲	安藤 章	猪股 喜蔵	遠藤 和夫	太田 常雄	及川 昭二
小竹 耕	奥原喜三郎	亀井 忠夫	木川統一郎	北村 忠彦	久木野利光	日下 文雄
児島 平	紺野 稔	榊原 卓郎	佐藤 義行	柴田 勝	須藤 正彦	玉田 郁生
天坂 辰雄	縄稚 登	原山 庫佳	浜 秀和	藤井 光春	本間 崇	水上 喜景
安原 正之	山本 忠義					

(以上 東弁)

岩田 豊	岡田 錫淵	梶原 止	設樂 敏男	信部 高雄	柴田 徹男	田口 邦雄
羽田 忠義	原 秀男	松家 里明	柳沢 義信	山崎 源三	依田敬一郎	吉本 英雄
米田 俊夫						(以上 一弁)
今中美耶子	岩瀬外嗣雄	小野田六二	大塚 功男	笠井 盛男	船越 広	坂本建之助
高橋 守雄	高橋 梅夫	田宮 甫	多田 武	田中美登里	中津 靖夫	野宮 利雄
諸永 芳春						(以上 二弁)
糟谷 忠男	佐藤 歳二	杉山 英巳	土田 勇	豊吉 彬		(以上 裁判所)
佐野 真一	竹村 照雄	寺西 輝泰	水原 敏博	宗像 紀夫		(以上 検察庁)

中央大学役員名簿（法曹会関係）

学校法人中央大学理事

赤坂正男 倉田雅充 大西保

学校法人中央大学監事

鈴木秀雄

学校法人中央大学評議員

議長 山本清二郎

阿部三郎	赤坂正男	井出甲子太郎	石井一郎	石田寅雄
市橋千鶴子	石井嘉夫	荻山虎雄	大塚喜一郎	小木貞一
太田常雄	大西保	岡垣学	岡田錫淵	金子文六
河井信太郎	木戸口久治	日下文雄	倉田雅充	小池金市
後藤英三	坂本建之助	信部高雄	鈴木秀雄	鈴木近治
瀧澤國雄	竹村照雄	滝田薫	田中政義	塚本重頼
谷村唯一郎	堂野達也	外村隆	原秀男	松井宣
宮田光秀	山本清二郎	山本政喜	山本忠義	依田敬一郎
八島三郎				

財団法人白門奨学会

理事長 谷村唯一郎

理事 日下文雄 堂野達也

監事 鈴木秀雄

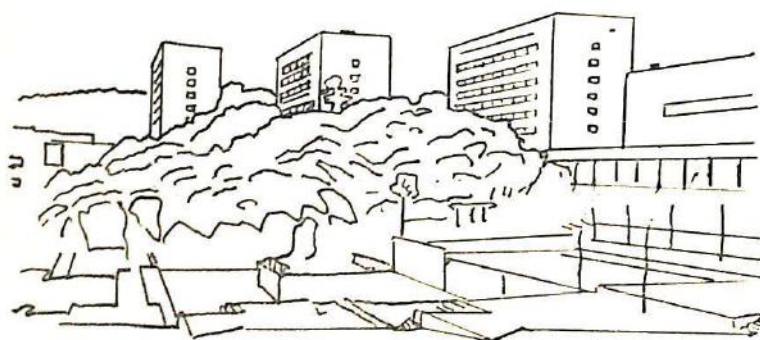
評議員 阿部三郎

八島三郎

赤坂正男

坂本建之助

竹村照雄



中央大学学員会役員名簿（法曹会関係）

		会 長		副 会 長		参 与		常任幹事		幹 事	
		谷村唯一郎		堂野達也		井出甲子太郎		山本清二郎	市橋千鶴子	宮田光秀	阿部三郎
											倉田雅充
											瀧澤國雄
		石井一郎		金子文六		荻山虎雄		山本政喜	太田常雄		赤坂正男
											齋藤兼也
											竹村照雄
		石田寅雄		日下文雄					木戸口久治		大西保
											坂本建之助
											松井宣
		大塚喜一郎		塚本重頼							岡垣学
									小池金市		鈴木秀雄
											水原敏博

中央大学法曹会創立三〇周年記念事業報告

年月日	議事・行事	摘要
56・7・15	幹事会	於・東弁 出席五〇名 議題 創立三〇周年記念式典等の実行に関する件 (1) 昭和五六年一〇月一二日午後五時半挙行 (2) 東京プリンスホテル等のホテルから選ぶこと (3) 記念事業内容―執行部案了承 (4) 三〇周年記念実行特別委員会設定
56・7・28	記念実行委員会と執行部の合同合議	於・法曹会館 出席四〇名 議題 (1) 委員長堂野達也先生、副委員長赤坂正男、児島平、信部高雄、坂本建之助、岡垣学、窪田四郎の六先生に決定 (2) 記念式典等の事業計画を決定 (3) 接待部、記念式典部、記念祝宴部、講演会部、財務部、記念特集号編集部を設定、部割を決定。 (4) 実行予算(概要)を決定。 (5) 招待者の範囲等を検討。
56・8・14	記念実行委員会正副委員長と執行部の合同会議	於・松本楼 出席一五名 議題 (1) 各部会、部員、部長、副部長の割当を決定 (2) 招待者を決定 (3) 予算案を審議決定
56・8・18	記念実行委員会	於・赤坂プリンスホテル 出席一六名 実行委員会とホテル側と打合せ 打合せ内容 (1) 出席予定者三〇〇名〜三四〇名

56・8・28	執行部と財務部会合同会議	於・二弁 出席一七名 議題 (1) 幹事、常任幹事に対する寄附依頼の件（封書によりお願い） (2) 会員に対する会費依頼の件（往復ハガキによりお願い、振込方法による） (3) 祝賀会参加券郵送の件 (4) 参加者確保のため、各ブロック別に働きかける件（東弁一五〇名、一、二弁共七五名宛、他は定めない）
56・8・31	接待部、式典部、祝宴部の合同部会	於・東弁 出席者二五名 議題 (1) 接待部―招待状、開会通知状、受付の設定等決定 (2) 式典部―式場等設営、式次第の決定 (3) 祝宴部―式場設営、宴会次第等決定
56・9・9	記念特集号編集部会	於・二弁 出席者一二名 議題 (1) 特集号の規格、装幀、発行部数の検討 (2) 編集方針、部員の担当割当決定
56・9・11	講演会部	於・法曹会館 出席者五名 議題 (1) 記念講演の講師決定（木川統一郎先生） (2) 演題決定（中央大学の発展と法曹会の役割） (3) 開演の辞、司会決定

56 ・ 10 ・ 12	創立三〇周年記念式典、祝賀会	於・赤坂プリンスホテル 出席三四〇名 創立三〇周年記念式典等挙行する 講演会 一六〇名出席 式典 二八〇名出席 祝賀会 三四〇名出席 盛会のうちに大会は運営された
56 ・ 10 ・ 9	執行部会	於・東弁 出席八名 創立三〇周年記念事業に関する最後の打合せ
56 ・ 10 ・ 6	接待部、式典部、祝宴部、講演部と執行部の打合せ会	於・赤坂プリンスホテル 出席一二名 記念式典等の具体的運営に関して打合せ
56 ・ 9 ・ 28	財務部会	於・東弁 出席七名 議題 (1) 出席者数の確認、依頼の件 (2) 入金状況の検討
56 ・ 9 ・ 17	執行部、常任幹事会、幹事会	於・法曹会館 出席者四八名 記念事業に関する各部会の進行状況の説明、討議、承認の件

創立三〇周年実行特別委員会部会

3	2	1	
記念祝宴部	記念式典部	接待部	部名
13	12	15	数員
坂本 建之助	信部 高雄	窪田 四郎	部長名
遠藤 和夫 依田 敬一郎 船越 広	小竹 耕 設楽 敏男 多田 武	永上 喜景 柳沢 義信 小野田 六二 五島 幸雄	副部長名
太田 常雄 柴田 勝 玉田 郁生 佐藤 歳二	亀井 忠夫 久木 利光 吉本 英雄 豊吉 彬	奥原 喜三郎 安原 正之 岡田 錫淵 田口 邦雄 今中 美耶子	部員名
紺野 稔 須藤 正彦 岩瀬 外嗣雄 諸永 芳春 寺西 輝泰	原山 庫桂 藤井 光春 大塚 功男 竹村 照雄	山下 文雄 山本 忠義 梶原 止 原秀 男 田中 美登里	
阿部 三郎 森田 洲右	内山 弘 渡辺 洋一郎	窪田 四郎 五島 幸雄	担当 執行部事務局

6	5	4
編 記 集 念 部 特 集 集 号	財 務 部	講 演 会 部
15	12	5
赤 坂 正 男	児 島 平	岡 垣 学
天 岩 高 糟 宗 坂 田 橋 谷 像 辰 豊 梅 忠 紀 雄 夫	繩 米 田 稚 田 宮 登 夫 甫	木 野 川 宮 統 利 一郎 雄
猪 榊 本 柴 中 股 原 間 田 津 喜 卓 崇 徹 靖 蔵 郎 男 夫	秋 北 笠 土 知 村 井 田 和 忠 盛 勇 憲 彦 男	浜 杉 佐 秀 山 野 和 英 真 一 已
及 羽 山 高 川 田 崎 橋 昭 忠 源 守 二 義 三 雄	安 佐 松 水 藤 藤 家 原 章 義 里 敏 博 行 明 博	
瀧 村 澤 山 國 芳 雄 朗	萩 松 原 永 平 涉	山 浅 本 香 和 恒 敏 久

中央大学法曹会30周年記念祝賀会

収支決算報告書

昭和56年12月31日

収 入 の 部		支 出 の 部	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
祝賀会費・寄附金 (別紙一覧表)	6,070,000	赤坂プリンスホテル使用料	3,254,100
		洋酒代	138,500
		講演謝礼	100,000
		会員名簿作成費	1,200,000
		お知らせ等各種印刷代	206,290
		式次第等印刷代	88,700
		郵券代 (@60×400枚)	24,000
		用紙 (コピー代)	15,000
		30周年特別号引当	1,000,000
		写真代	38,165
		残	5,245
合 計	6,070,000	合 計	6,070,000

祝賀会費・寄附金 入金状況一覧表

	顧問・参与		常任幹事		幹 事		一般会員		合 計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
東 弁	9	265,000	19	610,000	57	1,220,000	90	900,000	175	2,995,000
一 弁	10	245,000	10	300,000	26	480,000	20	210,000	66	1,235,000
二 弁	6	155,000	10	300,000	24	500,000	23	230,000	63	1,185,000
裁 判 所	0	0	2	60,000	1	30,000	3	30,000	6	120,000
検 察 庁	0	0	2	50,000	1	10,000	1	10,000	4	70,000
公 証 人	1	10,000	0	0	0	0	2	20,000	3	30,000
当日招待 者寄附									24	435,000
合 計	26	675,000	43	1,320,000	109	2,240,000	139	1,400,000	341	6,070,000

〳關係諸規定〳

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第二章	総長（第四条—第九条）
第三章	役員及び顧問（第十条—第二十二條）
第四章	理事会（第二十三條—第二十五條）
第五章	評議員会（第二十六條—第三十四條）
第六章	資産及び會計（第三十五條—第四十一條）
第七章	収益事業（第四十二條・第四十三條）
第八章	基本規定（寄附行為）の変更（第四十四條）
第九章	合併及び解散（第四十五條・第四十六條）
第十章	公告（第四十七條）
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

（規程第一号）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院 法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部 法律学科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

理工学部 物理学科・土木工学科・精密機械工学科・電気工学科・工業化学科・管理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

- 一 理事 十二人以上十七人以内
- 二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員（職務上の理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員（職務上の理事を除く。）を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。（総長たる理事の代表権）

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者

二 この法人の専任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることが出来る。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に關する事項

二 基本規定（寄附行為）の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）

の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月

以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

（種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

（議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公告

（公告）

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する

附則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問

は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

施行 昭和二六・三・八

改 二 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 学員会館の管理運営
- 三 奨学援助および学術研究に対する助成
- 四 各種研究会、見学会および講演会の開催
- 五 学員名簿の編纂
- 六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十一番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時総会を招集することができる。

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもって行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

議事を開き議決することができない。

- 9 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

- 第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

- 第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

- 第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

- 第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人白門奨学会を設置する。

- 2 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄附行為の定めるところによる。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

- 第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

- 第十八条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入および補助金をもってあてる。

(会費)

- 第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

- 第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(会則の改正)

- 第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

- 第二十二条 本会に、事務局をおく。

- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

附則

(改正会則の発効)

- この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

附 則

(昭和五十二年五月十二日施行)

(経過規程)

第十六条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

財団法人 白門奨学会寄付行為

等一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目二番地中央大学会館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 学資金の貸与又は給付

二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

一 この法人設立当初中央大学学会の寄付に係る別紙財

産目録記載の財産

二 資産から生ずる果実

三 事業に伴う収入

四 返還金

五 寄付金品

六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならな

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三カ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算は剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第二条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌月三月三一日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員定数)

第十四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上一三人以内

監事 二人以上三人以内

(役員の選任)

第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事長の職務及び職務代行者等)

第十六条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を

代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であっても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第二〇条 役員は、有給とすることができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第二一条 この法人には、評議員二十人以上二十五人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。
この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第二三条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、二年とする。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、

理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったとき、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

前二項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

四 長期借入金についての事項

五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に關する事項

六 その他この法人の業務に關する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 理事の現在数

三 会議に出席した理事の氏名

四 委任状を提出した理事の氏名

五 議決事項

六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

- 2 議事録には、議長及び出席理事のなからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

- 3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 選考委員会

(選考委員会)

- 第二九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

- 第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 3 選考委員の任期は、二年とする、ただし、再任を妨げない。

- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることにならない。

第七章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第三一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

(解散)

- 第三二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第三三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 補 則

(細則)

- 第三四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかわらず設立許可の日から、昭和五五年四月三〇日までとする。

理事	理事(理事長)	谷村 唯一郎
理事	理事(常務理事)	亀井 幸次
理事	理事(常務理事)	高木 友之助
理事		臼田 義弘
理事		小野 三郎
理事		日下 文雄
理事		久保田 栄
理事		清永 睦
理事		堂野 達也
理事		長谷川 広
理事		水野 富久司
理事		村上 茂利
理事		本島 寛
監事		小川 浩八郎
監事		斉藤 清秀
監事		鈴木 秀雄

(五十音順)

中央大学法曹会則

(制定昭四四・五・一七、改正五五・五・二七)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学员で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学员たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

- 一、幹事長 一名
- 二、副幹事長 五名
- 三、常任幹事 五〇名以内
- 四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は、本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び

運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

この会則の施行の日に役員である者の任期は、昭和五五年度定時総会の日までとする。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による

臨時總會召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時總會の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。
前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 二四名以内
- 5 都内各検察庁所属会員（検事出身の

公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭昭五五年六月一日より施行する。



あ と が き

中大法曹会創立三〇周年の記念行事施行の組織の一部である記念特集号編集部の総責任者を命じられた私は、堂野達也委員長の指揮の下に、初頭より高橋梅夫編集委員長を中心とする会報編集委員会の協力を得て、企画原稿資料の蒐集編纂さんの業務に従事してきた。この間、母校中央大学並びに学会本部の並々ならぬ御指導、御協力を仰いだことは衷心より感銘に堪えないところである。

我が中大法曹会は昭和二六年に職域第一号の学会支部として結成発展してきたのであるが、「光陰矢の如し」の諺に洩れず早や三〇年の歳月を閲した。その間特筆大書すべき大会を催した経験も少く、会結成、それから発展活動に尽粹された幾多の先輩や資料を喪失したため、現在の歴史を証明すべき資料等の蒐集に多大の混乱と苦難を感受させられた。しかし谷村唯一郎先生はじめ未だ相当数の功労者が健在で幾多の資料を保存されている関係上、それら価値ある素材や御記憶の御提出を頂いて漸く本記念号を取纏めることができた次第である。

特に本法曹会創立に至る経過・結成・その後における学会に於ける職域第一号として、また、卒業生同志としての結束と活動の実績を更に如実に纏め得なかったことは時間的制約の関係からして甚だ遺憾である。この点今回を以て終了とはせず、昭和六〇年の母校中央大学の創立一〇〇周年記念大事業への奉仕と目途に更に力を結集して会史の探究と挙証に格段の精励をいたすことをお誓い致す次第である。

記念号の内容等については詳細御検討の上御高見をお寄せ下さらば幸甚です。私は編集末期に不慮の事故で入院加療の余儀なきに至りましたため予期に反し充分の貢献をなし得なかったことを深く陳謝いたします。

なお、本特集の編集にご尽力下さいました編集部員の写真を掲載させていただきます。

(記念特集号編集部長 赤坂記)

中大法曹 第七号

昭和五十七年五月五日 印刷
昭和五十七年五月一〇日 発行

(非売品)

発行人

瀧澤國雄

発行所

中央大学法曹会

印刷所

株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四